

高浜原発3号機の蒸気発生器細管損傷事故に関する抗議声明
またしても「異物」特定なき「原因と対策」を了承
安全無視の原子力規制委員会に断固抗議する

原子力規制委員会は10月14日、高浜原発3号機の蒸気発生器（SG）細管損傷事故（今年2月18日公表）について、またしても「異物」を特定することなく、「靴カバー着用」等の関西電力の「原因と対策」を了承した。3度目の「異物」特定なき幕引きだ。私たちはこれに断固抗議する。

関電は、一昨年高浜3号、昨年高浜4号と相次いで「異物」が原因とされる細管損傷事故を起こしてきたが、いずれも「異物」を見つけぬまま「原因と対策」を出した。規制委はこれらを了承してきた。この安全無視の姿勢により同様の事故が繰り返されていると言わざるを得ない。

今回の事故では、判定基準（深さ20%）を超える損傷がB-SGで1本の細管に1ヶ所、C-SGで1本の細管の近接する位置に2ヶ所見つかった。「異物」はB-SGでは見つかっていない。C-SGでは1つ「異物」（金属片）が見つかり、関電はこれが2ヶ所の損傷原因の可能性のあるとしているが、試験で再現性を確認するのは困難としている。このためか、別の「異物」が原因とも考えられるとしているが、それは見つかっていない。

また、今回、判定基準超の損傷がなかったA-SGで、擦れ跡等のある「異物」（金属片）が見つかった。しかし、関電はこの擦れ跡等がどこでどのように生じたか調査しなかった。A-SG、C-SGで見つかった金属片の発生源も特定しなかった。規制委もこれらを問題にしなかった。

関電は、見つかっていない「異物」は、今回の定期検査開始後数日の間に、SGからSGブローダウンシステムの復水器回収ラインに流れ、タービンサンプに入り、その排水管にはストレーナ（こし器）を設置していないため、海に排出された可能性が否定できないとした。しかし、関電はその数日間における、復水器回収ラインの水量・流量、同サンプから排水する際のポンプの運転実績を明らかにしていない。同サンプ内を点検したのかも不明だ。同サンプから排出されたという具体的根拠を示すことなく、海に排出されたと決めつけるのは許されない。

他方で、今回の定検入り後、同サンプの排水を行う前に、その排水管にストレーナを設置しなかったことに対し、関電と規制委の責任が問われるべきだ。これまでの2回の損傷事故ではいずれも海に排出されたと決めつけ「異物」探しを放棄した。それゆえ、「異物」の排出される可能性が少しでもある全ての排水管にストレーナを設置して当然だった。ところが、それを怠ったのだ。

全ての「異物」とそれらの発生源を全て特定した上で、まともな原因究明がなされない限り、高浜3号も、7日に「特重施設」設置期限で停止した高浜4号も運転再開することは許されない。

「高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について」(2020.9.7 関電)

<https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku/220000234.html>

2020年10月15日

避難計画を案ずる関西連絡会（連絡先団体：グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/
脱原発はりまアクション/ 原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会）

この件の連絡先：グリーン・アクション 京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL:075-701-7223

美浜の会 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL:06-6367-6580